

[勤務先の一画に行政書士事務所を設ける場合]

誓 約 書

大阪府行政書士会  
会 長

殿

登録・入会申請者

住所：

氏名：



今回、貴会に登録・入会するに当たり、入会後も[ ]  
に勤務し、その事務所内に行政書士事務所を設置しますが、行政書士として雇用されたり、  
名義を貸したりせず、法の趣旨に沿って、下記条項を遵守いたします。

違背した場合には厳正なる処分を受けても異議はなく、また調査のため必要がある場合  
には資料を提出することを誓約いたします。

記

1. 事務所の入口は専用とし、表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
2. 事務所は独立したものとし、業務内容が守秘できる構造といたします。
3. 業務の受託及び報酬の收受は、依頼者と直接行います。
4. 業務の報酬は自己の収入とし、所得税の確定申告を行います。
5. 取扱業務についての帳簿を備えつけて記載いたします。
6. 勤務先においては、行政書士業務を行いません。
7. 行政書士業務は、正当な理由なく遅らせたり、依頼を拒むことはいたしません。
8. 誠実にその業務を行うとともに、行政書士の使用又は品位を害するような行為はいたしません。